

12月号

— 第25号 —

とみあい

発行日：2010.12.8 編集：富合町合併特例区協議会

富合町合併特例区ホームページ
<http://www.tomiaitokureiku.jp/>

富合町体育祭

富合小学校グラウンド

11月14日（日）午前9時、富合中学校の吹奏楽部の行進曲演奏にあわせ富合町民が区ごとに笑顔で入場。

町民代表宣誓は「勝っても、負けても、転んでも笑顔で一生懸命競技します」と高浜利行さん（志々水）。保育園児による「ちびっこ遊戯」、小・中学生と大人が協力しての大縄跳び「みんなでジャンプ」、60歳以上と小学生が協力する一輪車にボールを乗せて凸凹を越える競技「安全運転」と競技は進みました。地区リレー優勝は女子榎津、男子平原。

中学生50人弱、2回目は元中学生が加勢しましたが…



富合中学校吹奏楽部「いつもありがとう」



小学生 100人以上

小学生、中学生対抗綱引きは数の小学生か技術の中学生か！ 小学生チーム2勝!!



ハリーケーン 一生懸命です。一生懸命はいい顔です。こんなハリーケーンは歓迎です。



みんなで「右、左、右、左」笑顔が並びました。大町区の体育祭の目標はムカデ競争の優勝とか

手長エビ放流

11月8日（月）、緑川左岸で、浄法たから保育園の園児27人が琵琶湖から到着したばかりの稚エビ50kgを放流。緑川漁協が平成16年から実施しているもので、砧江堰、甲佐町との3箇所で合計100kgが緑川に放流されました。



「きれいな川にしましようね」に
大きな「ハイ」がありました。

富合町のまちづくりに大きく関わる
都市計画です。

市街化区域

線引き

市街化調整区域

集落内開発

「熊本市の都市計画に関する説明会」がアスパル富合ホールで11月9日と11月12日に開催されました。2日間の参加者は延べ173人でした。今後の地域の問題です。当日説明と質問を紹介します。

※市役所からの出席 ①都市計画課 ②建築指導課 ③政令指定都市推進室 ④資産税課
⑤農業政策課 ⑥開発景観課

1. 都市計画とは

私たちが快適な生活を送るためにには、地域にあった土地の使い方や、建物の建て方のルールが必要です。またこのルールの中で快適な生活の早期実現を図るためにには、道路や公園、下水道等の都市施設を計画的につくる必要があります、この様な都市づくりに必要な計画が「都市計画」です。

2. 熊本市の現状 「熊本都市計画区域」「植木」「城南」「宇土（富合町）」の4つの都市計画区域で構成されています。

3. 都市計画区域の見直し 新市域を一つの都市計画区域とする方向で検討。

- ・合併したそれぞれの町は、現在の熊本都市計画区域を構成している旧熊本市等と強い一体性を持っており、将来九州の拠点都市を目指していく中で、一つの都市として市域全体を整備・開発・保全していく必要があります。
- ・政令指定都市を含む都市計画区域は、都市計画法により区域区分(線引き)が必須となります。

4. 区域区分（線引き）とは

市街化区域と**市街化調整区域**に区分することです。

市街化区域における制度

用途地域が決定され、開発許可の対象面積などの要件や、農地転用の手続きが変更になります。

- ・用途地域 どの場所にどのような建物を建てることが出来るかを決めるものです。
全部で12種類。大きく分けると住居系、商業系、工業系の3つに分けられます。
- ・開発許可 開発許可が必要となる開発行為（建物を建てる土地の造成等）対象区域が
現在 3,000m²以上 → 市街化区域 1,000m²以上
- ・農地転用手続き 現在 県知事の許可が必要 → 市街化区域 農業委員会への届出
- ・固定資産税 宅地については変わりませんが、農地は宅地に比準した評価となります。
ただし現況が農地のまま変わらなければ負担調整措置が適用されます。住宅用地の特例もあります。
- ・都市計画税（課税評価額の0.2%）が課税されます。

市街化調整区域における制度

無秩序な市街化を抑制するため、開発や建築に制限があります。しかし、合併協議の際に富合町議会から提出された要望により、集落内開発制度の制定により、平成13年以前の線引きの状況とは違います。農地転用許可や固定資産税については変わりありません。建物を建てる際には都市計画法の許可が必要となります。

また、農振農用地区域や農地転用の出来ない優良農地は、農振法の規定により建築できません。

①市街化調整区域内全般において建てられる建物の例

- ・線引き以前から所有している土地については、自己用住宅、分家（3親等以内）の住宅等。
- ・農業従事者の住宅や農業用施設。農水産物販売所。
- ・建て替え（規模や用途が変わらない）。
- ・線引き前からの所有地に建築の計画がある場合は、既存権利の届出（線引き後半年以内）により、線引き後5年間は住宅、事務所、店舗などの自己用の建築物は許可されます。

②集落内開発制度により集落内に建てられる建築物

- ・戸建て住宅 敷地面積が200m²以上500m²以下。
- ・共同住宅 敷地面積が200m²以上500m²以下。各住宅の床面積が50m²以上であること。
- ・店舗併用住宅 敷地面積が200m²以上500m²以下。店舗部分の床面積が150m²以下。
敷地の外周の6分の1以上が道路に接していること。
店舗の用途は日用品販売店・コンビニ・理髪店・飲食店等
- ・日用品販売店舗 延べ面積500m²以上であること。
敷地が歩道を有する幅9m以上の道路に接し、外周の6分の1以上が道路に接していること。

③集落内開発制度以外で既存集落に建築可能なものの例

- ・小規模の店舗 半径250mの円内に40戸～50戸以上の人家があり、居住する者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理その他を営む店舗(呉服店、食料品店、八百屋、クリーニング取次、タクシー業等)
- ・診療所、福祉施設 半径250mの円内に40戸～50戸以上の人家があり、居住する者の利用に供する公益上必要な建築物

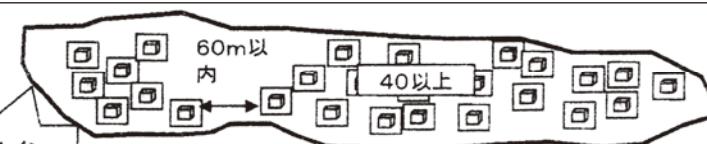
④その他市街化調整区域内で建設が許可される建物の例

- ・国道・県道等の幹線道路沿いに建てられるもの
指定された幹線道路沿いでは、飲食店、ガソリンスタンド、大規模な運送業や倉庫業を行うための施設等が建てられます。
- ・その他建築可能なもの
産業廃棄物の処理施設等、駐車場や資材置き場の管理施設、中小企業高度化資金融資事業による工業団地、地区計画による住宅団地等

集落に指定される区域は どのような条件で指定されるのでしょうか？

ア. 敷地間隔60m以内で40以上
の建築物が連たんしている区域

区域指定ライン

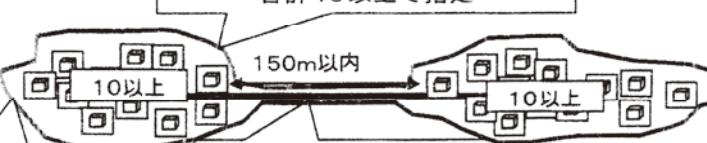


イ. 10以上の建築物が敷地間隔60m
以内で連たんしている2以上の区域が
主要な道路を共通して150m以内で近
接しており、建築物の合計が40以上と
なる区域

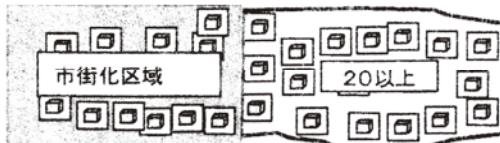
区域指定ライン

合計40以上で指定

主要な道路を共通



ウ. 市街化区域に隣接し、敷地間
隔60m以内で20以上の建築物が
連たんしている区域



5. 地区計画による大規模な開発について

市街化調整区域内で大規模な住宅団地や工業団地の開発は、地権者などの同意を得て地区計画を定めることにより可能となります。

- ・住宅系 市街化区域に隣接または近接（250m以内）において、0.5ha以上の区域においては住宅団地の開発が出来ます。
- ・非住宅系 指定道路線沿いにおいて、1ヘクタール以上の規模の製造業の工業団地の開発ができます。

会場からの質問 要望

①平成13年まで熊本都市圏の市街化調整区域で開発が制限され人口も減少した。再度の市街化調整区域となればと不安がある。線引きは政令指定都市と同時になるのか。線引きを遅らせることは出来ないのか。

都市計画法上、政令市においては必須であることから、皆様のご理解をいただきたい。総務省の厳しい指導もあり、平成24年4月1日の政令市移行を目指し線引き作業を進めさせていただきたい。

②集落に指定される区域は決定しているのか。富合町に市街化区域になる地域はあるのか。

市街化区域、市街化調整区域、集落内開発制度の具体的な線引きは現在調査中です。来年の初めになると思いますが、結果がまとまり次第皆様にお示ししたい。

③白地を農振農用地に入れ込むことはあるのか。

来年度から調査に入り、数年掛けて全体的な見直しが行われます。具体的に農用地に入れ込むかどうかは現時点ではわかりません。

④農業経営への不安、跡継ぎの不足・農地の管理への不安がある。有効な土地利用について、住宅地か、農地として守っていくのか課題ではあるが、今後のことを考えると、富合地区が発展するのを願う。住民が納得する、合意する政策を進めて欲しい。

合併協議の際、富合町議会から要望のあった集落内開発制度も県の制度より緩和する形で制定した。また市街化区域の要望の強い総合支所周辺の区画整理事業区域については事業の確実な実施が求められる。今後とも住民の皆様と話し合いながら、富合町の発展とまちづくりに役立つよう制度運用を行っていきます。

⑤各地区別の説明会はあるのか。決定してからの説明会でなく、意見を聞く説明会を要望する。地元の意見を充分聞いて欲しい。地元のことは地元住民が一番わかることがある。

今回の制度説明会に出席された方々と紙面で様々な意見をいただきました。今後も合併特例区協議会委員の方々や嘱託員（地区区長）の方々を通じてでもかまいませんので意見をいただきたい。その意見を踏まえて素案の前の案というのを皆様にお示しして、ご理解をいただきたい。

⑥富合総合支所（区役所となる）周辺の開発は。中心市街化区域としての計画は、準備会まで出来ていたが、現在は中断状態である。

富合総合支所周辺は将来の拠点として、良好な環境の住空間あるいは商業機能の用途を考えて県と協議しています。しかしながら区画整理事業が10年も止まっている状況で区画整理をやらないということになれば、農政から農地へ戻しませんかという議論になってしまいます。これではいけないので、地元の方々がまちづくりということで、区画整理を着実に進めていただかねばなりません。

⑦富合町は現在、宇土都市計画区域に属している。県・宇土市との話し合いは？

現在富合町は、宇土都市計画区域に属していますが、編成を変更して富合町を熊本市都市計画区域に編入する方向で検討しています。

今後の予定

区域区分、集落内開発制度区域の説明を合併特例区協議会に平成23年1月に実施予定。また嘱託員会の説明は2月頃を予定しています。

熊本市となって2年が経過しました。

富合校区の人口は

	世帯数	総人口	男	女
平成22年11月1日	2,972	8,397	3,990	4,407
平成21年11月1日	2,818	8,165	3,865	4,300
平成20年11月1日	2,741	8,092	3,845	4,247

（住民基本台帳を基準にした参考数値）熊本市統計課ホームページより

講演会へのおさそい

演題：「今なぜ男女共同参画社会なのか」

講師：鈴木 桂樹さん（熊大法学部 教授）

日時：平成22年12月18日（土）午前10時～

場所：富合公民館 研修室

熊本市は「男女が共にいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指しています。

どなたでも参加できます。（無料）

合併特例区協議会のとりくみ

平成22年度 第8回 富合町合併特例区協議会

開催日：11月10日（水） 場所：富合総合支所 大会議室

協議 1. 富合町合併特例区規約の一部変更

規約第1条 「市町村の合併の特例等に関する」を「市町村の合併の特例に関する」に変更
・市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正によるものです。改正のポイントは合併推進の措置が廃止され、円滑化のための措置が残るもので、変更に関する説明を受け同意。

報告 1. 健康の里フェスティバル（健康祭・産業祭）について

報告 2. 富合町駅伝大会について コース・中継点変更、運営等について報告がありました。

平成22年度 第2回 富合町合併特例区協議会臨時会

開催日：11月24日（水） 場所：富合総合支所 大会議室

協議 1. 富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正

期末手当の支給の割合

現行

改正案

① 平成 22 年 12 月 1 日より施行	12 月支給	100 分の 165	100 分の 150
② 平成 23 年 4 月 1 日より施行	6 月支給	100 分の 145	100 分の 140

12 月支給 100 分の 150

100 分の 155

・変更に関する説明を受け同意。

報告 1. 都市計画について 都市計画課より再度詳しい計画について説明を受ける。（2.3.4 頁参照）

次回富合町合併特例区協議会開催 12 月 22 日（水）午前 10 時～ 富合総合支所大会議室 傍聴できます。

産業祭・健康祭

富合町健康の里フェスティバルの最後を飾りました。

11 月 23 日は好天に恵まれました。9 時 30 分開始と同時に会場は人でいっぱいに。農産物品評会は 116 点が出品され、金・銀・銅賞が決定。金賞を受賞したのは大橋 士さん（木原）。JAコーナーではつきたての餅を販売。餅つきには子ども達も登場。餅米 90kg が用意され完売。



「アスパル富合」では「骨密度・体成分測定」「体操・ゲーム」に約 300 人が参加。健康の里づくり推進員活動報告からは各区の取り組みがわかります。歯科相談・フッ素塗布・歯磨き指導も実施されました。



午後は「講演会」「大道芸」「お楽しみ抽選会」。三角町で「食と農の体験塾」を 11 年間続け、農業と食育の大切さを地域に、子ども達にひろげているお話を多くのことを学びました。また大道芸は子ども達も参加しての楽しい時間になりました。



富合町文化祭

11月3日～4日開催

主催 富合町文化協会

文化協会員の発表と展示を多くの人が楽しんだことでしょう。和室にはお茶席が設けられました。
発表の部 日舞、ダンス、コーラス、童謡、吟詠、謡曲、大正琴・箏・三味線演奏、にわか等。



富合小学校器楽部は熊本県小学生
RKK器楽合奏コンクールで金賞を受賞



展示の部 生花、絵画、書、手描友禅、絵手紙、手芸品、陶芸等



健康ウォーキング大会を青空が応援 176人が参加

主催 富合校区社会福祉協議会

11月27日に開催され、スタート前には歩き方の指導、準備運動もありました。(包括支援センター)



成人式 富合町校区で実施

日 時：平成23年1月9日
午前10時～
会 場：アスパル富合

富合中学校卒業者名簿で案内
をしています。その後、富合
町に転入された方で出席を希
望される方は富合町公民館ま
で連絡してください。

電話 357-4580

木原山登山 参加しませんか！

元旦の楽しみに参加者も年々増加中
頂上広場ではゲームを計画。

日 時：平成23年1月1日
午前11時出発
(雨天中止)

集合場所：老人憩いの家前(木原)
お問い合わせ
富合町野外活動研究会
田中忠義 電話 358-1251

■ 12・1月行事予定 ■

12月 22日	合併特例区協議会
1月 9日	富合校区成人式
12日	特設人権相談
17日	心配ごと相談日

・あ・と・が・き・

都市計画の質問・要望につ
いては、主な内容をまとめました。
これからのかまちづくりに大き
く関わります。住民の理解が一番で
はないでしょうか。

来年もどうぞよろしくお願
いいたします。 広報部会(野口)